

オンライン授業の配布資料（動画含む） の著作権の尊重について

情報化社会では、著作権を守ることがきわめて重要になっています。著作権は販売されている書籍や動画だけでなく、皆さん自身が書いたノートや手紙にも発生する可能性があります。もちろん、授業で配付される資料の中にも特別に使用が許可されているものや、先生方が著作権を保有しているものがあります。以下の注意を守って、著作権への配慮を習慣づけましょう。

「オンデマンド型」 授業

講義資料（動画を含む）、教科書等を提示し、
毎回の課題で十分な指導を行うもの。



ダウンロードした授業資料を、授業
の範囲を超えて、SNS等で共有したり
無断配布したりしないでください。



SNSでの共有や再配布については違法と
なる可能性があり、訴訟に発展する恐れ
があります。

「同時双方向型」 授業

Teamsなどのオンラインシステムを活用し、
インターネット上で対面授業を行うもの。



その授業を録音、録画してもよいか
どうかは、教員に確認をとってくだ
さい。



録音、録画したデータを教員に無断で受講
者以外に再配布することは禁止します。

レポートなどで、各著作物を引用したい場合は、引用ルールさえ満たしていれば問題なく活用することができます。著作権法第32条で定められた行為です。詳しくは、文化庁のHP「著作物が自由に使える場合」

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

また、本学のHPに掲載している「学部生のための研究倫理教育」

(https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/pdf/2019kyoiku_student.pdf) を参考にしてください。